

令和4年度第2回 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録

日時 令和5年2月6日(木) 午後2時～
場所 米子市役所本庁舎4階 402会議室
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子
青戸 光一 小林 玉青 竹下 純子
事務局 契約検査課 福田課長 種子担当課長補佐
工事所管課 水道局 施設課 整備課 都市整備課 道路整備課
営繕課 農林課

- 議題 (1) 令和4年度上半期の発注状況について
(2) 入札及び契約の運用状況について (R4.4.1～R4.9.30 契約分)
(3) その他

議事内容

〈事務局〉

定刻より少し早いですが、出席予定者はすべてお揃いですので始めたいと思います。本日はご多忙のところご参加いただきましてありがとうございます。それから、審議案件を抽出していただくために11月に送付いたしました「運用状況資料」につきまして、差し替え等によりご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。前回に続き、誠に申し訳ございませんでした。

ただいまから、令和4年度第2回 米子市建設工事等入札・契約審議会を開催いたします。

〈事務局〉

次第の2 あいさつですけれども、本日は総務部長が出張となりまして急遽欠席となりましたので、契約検査課長が挨拶をさせていただきます。

〈福田課長〉

契約検査課長の福田でございます。本日は総務部長が急な出張でございまして、代わりにご挨拶させていただきます。

本日は建設工事等入札・契約審議会の開催にあたりまして、皆様方には何かと忙しい中、昨年10月に続きご出席いただきましてありがとうございます。各委員におかれましては、本市の入札・契約の適正な事務の執行にご尽力いただいております、ありがとうございます。本日の審議会におきましては、令和4年度上半期分の入札・契約の運用状況についてご審議をいただくことになっております。皆様には毎回、長時間の熱心なご審議をいただいているところでございますが、それを受けまして、入札・契約事務

の一層の適正化を図っていきたいと考えておりますので、本日も率直なご意見をいただきますようお願いいたしまして、ご挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

(事務局参加者紹介)

〈事務局〉

次に、本日配布いたしましたお手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。まず1番目が、1枚目が本日の日程、それから発注状況等の資料のものが1冊。2番目が参考資料としまして、上半期の業者別受注状況と辞退者一覧のものが1冊。それから前回の審議会でご要望のありました「工事積算」、それから「工事検査規程、要綱」を別冊で用意いたしました。この他に委員の方には、事前に送付しております抽出案件の資料となります。資料は揃っておりますでしょうか。

それから表紙に日程が記載してあります資料のほうですけど、表紙を1枚めくっていただきますと、表紙の裏に委員名簿。それから同じ資料の一番裏のページには審議会条例を載せておりますので、ご確認ください。

〈事務局〉

続きまして次第4 審議会の成立についてですが、本日の審議会は委員全員のご出席がありますので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、成立していることをご報告いたします。

【議事】

〈事務局〉

それでは議事に入ります。

審議会条例 第5条の規定により、会長が議長となりますので、議事の進行は松原会長をお願いいたします。

〈松原会長〉

松原でございます。委員の皆様には、米子市の建設工事等入札・契約審議会に様々なご協力をいただいております、ありがとうございます。また年度末も近く、大変ご多忙な中、ご参席をいただいております。ありがとうございます。また事務局の皆様、それから米子市の関係の皆様にもご参集いただいております。ありがとうございます。

早速ですが、本日の議事のほうに入って参りたいと思えます。よろしいでしょうか。

〈事務局〉

(議事1) 発注状況について (水道局分は含まず)

はい。はじめに議事1、令和4年度上半期の発注状況につきましてご報告いたします。

発注状況につきましては、日程が表紙に記載してある資料の1ページ目から説明させていただきます。こちらのほうには、令和4年度上半期の建設工事契約状況を載せています。まず上の表でございますが公募型指名競争入札、これは予定価格が1億5千万円、いわゆる高額工事案件または配置技術者・施工実績の有無の条件を付けた場合に実施するものですが、令和4年度上半期は建築一式工事（一般）が2件、土木一式（一般）1件の計3件を発注していきまして、契約金額合計が約8億6千900万円、平均落札率99.2%でございました。

なお、この公募型の内容ですが、建築工事の2件は福米西小学校の体育館とプールの新築工事、体育館が契約金額 約5億7千700万円、プールが約2億4千500万円でした。土木一般工事につきましては下水道管の改築工事ですが、予定価格は4700万円、特殊な工法が必要となるため、資格等の条件を設定して公募型で発注したものです。

次に工事希望型指名競争入札になりますが、これは原則として予定価格が130万円以上1億5千万円未満の工事案件に対して実施するものです。

こちらは浚渫工事から防水工事まで19工種で129件、契約金額 約35億9900万円、平均落札率91.9%でございました。

これらの工種の中では土木一式（一般）を一番多く発注しており、47件、契約金額約21億8100万円でした。

なお工事について、通常型指名競争入札は近年は執行を行っておりません。

工事入札全体の合計でございますが、発注件数132件、契約金額が約44億6800万円、平均落札率92.1%でございました。

下のほうに移りまして、工事における随意契約でございます。こちらのほうの発注は、機械器具設置工事（一般）から舗装工事まで、7工種11件、契約金額は約5216万円、平均落札率89.1%でございました。

なお、随意契約理由の内訳としては、予定価格130万円以下の、いわゆる少額随契約の1号随契約が9件、入札参加者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときに適用する8号随契約が2件でした。

この結果、入札と随意契約を合わせますと、工事契約においては発注件数143件、契約金額が約45億2111万円、平均落札率91.9%でございました。

次に2ページ目です。こちらのほうが測量・設計などの委託についての契約状況でございます。

公募型指名競争入札として1件発注しております。これは米子市公共下水道管路施設調査業務委託で、同種業務の施工実績を求める必要があったため公募型としたものですが、契約金額 約854万円、落札率90.4%でございました。

次に通常型指名競争入札ですが、6業種で発注件数109件、契約金額が約8億1592万円、平均落札率94.6%でございました。

なお、発注件数が多いものの概要ですが、「建設コンサルタント」を一番多く発注していきまして48件、契約金額 約5億3296万円でした。

そのうち高額案件としまして、米子インター西産業用地整備に係るものが2件で、契約金額 約5800万円、市道富益崎津3号線測量設計業務が約4200万円となっております。その他、下水道の計画策定や工事関係の設計等が7件で、契約金額 約1億2892万円でした。

それから、「その他」の業務の26件は、除草業務委託・街路樹維持管理委託のもので、契約金額 約9121万円でした。

測量・設計等工事に係る委託の入札の合計は、発注件数110件、契約金額が約8億2447万円、平均落札率94.5%でございました。

下の表のほうは委託の随意契約をまとめています。

発注は3業種で6件、契約金額は約2832万円、平均落札率94.2%でございました。

随意契約の理由の内訳としては、少額随契の1号随契が2件、特定の者しか施工できないための2号随契が1件、入札に付することが不利となる6号随契が2件、入札者または落札者がいなかったための8号随契が1件です。

続きまして3ページから18ページまでの資料ですが、こちらが平成16年度から発注件数・契約金額・平均落札率をまとめている表で、工事入札・工事随契・委託入札・委託随契の区分でまとめております。それぞれグラフにしたもので推移の特徴を説明させていただきます。

まず4ページと5ページでございしますが、工事の入札に係る発注件数と契約金額の推移のグラフです。令和4年度上半期ですけれども、前年度の上半期と比較しまして、件数については17件の増加、金額につきましては約17億3000万円の減少でした。この金額の減少ですが、昨年度は啓成小学校の建て替え関係の工事が合計約21億円でしたので、対しまして今年度の大規模工事は福米西小学校の屋内運動場とプールの工事2件で、約8億2000万円でしたので、この差が要因であると考えております。

次、6ページですが、工事の入札に係る平均落札率の推移ということで載せています。近年は大体92%程度で推移しており、令和4年度上半期につきましては92.1%ですので、例年並みの推移をしているのではと考えております。

次は7ページになります。こちらは工事の随契を16年度から表にしたものです。こちら8ページと9ページにグラフで載せております。令和4年度上半期は、昨年の上半期と較べまして件数は9件の減少、金額は約1600万円の増加でした。この金額の増加については、例年は上半期にはあまりない不調随契が2件あったことによるものと考えております。

なお、随契の件数についてですが、全体的には減少傾向でございます。

それから10ページ。こちらは工事の随契の平均落札率をグラフ化しているものでございます。令和4年度上半期ですけれども、89.1%ということで、昨年と比較して4%下降しましたが、これは件数が少ない中で、1件50%を下回る落札率の工事があったため、このような結果になったと考えております。

次に11ページです。こちらは16年度からの委託の入札の表になります。こちらでも発注件数・契約金額・平均落札率を載せております。こちらも12ページからグラフで説明させていただきます。

まず発注件数ですが、令和4年度上半期は110件ということで、上半期のみの比較で平成25年度に続いて2番目に多い件数で、前年の上半期より15件の増加でした。

次のページが委託に係る入札の契約金額になりますが、件数と同様に契約金額も、前年度上半期と比較して約2億1000万円増加しております。上半期の中では過去最高の契約金額となりました。これは米子インター西産業用地整備に係る委託業務が2件で約5800万円、市道富益崎津3号線の測量設計業務が約4200万円などの比較的高額の建設コンサルタント業務があったための増加と考えております。

次、14ページです。こちらは委託に係る入札の平均落札率の推移でございます。近年は93%程度で推移していますが、令和4年度上半期は94.5%で、1.3%の上昇でした。

15ページです。こちらは委託の随意契約に係るものの表です。こちらも16ページに発注件数、17ページに契約金額、それから18ページに平均落札率の、それぞれグラフとなっております。件数と金額は近年とほぼ同じくらいの数字で、平均落札率につきまして約3%程度下がっております。これは件数が少なく、1件80%を下回る案件があったためであると考えております。

次、19ページと20ページでございますが、こちらは工事契約におけるくじ引きの発生状況載せております。平成23年度からこれまでのくじ引きの発生状況についてまとめたもので、20ページのほうに令和4年度上半期の状況載せております。近年の傾向どおり、土木系の工事に多くくじ引きが発生しております。

発注案件については以上となりまして、次の21ページ、22ページに今回、委員の皆さんから抽出いただいた審議案件のリストをまとめております。後ほどご審議をお願いいたします。

この資料につきましては以上となります。この他に別冊の参考資料ですが、こちらには業者別の受注状況一覧と、辞退理由を一覧で作成いたしました。辞退理由としては、技術者を確保することができなくなったとか、予定価格内での入札ができないといったような理由が多く見られました。

それから今回もう1つ参考資料のほうで「工事積算」と「工事検査規程・要綱」を用意しております。こちらのほうの1ページになるんですが、機械器具設置工事の積算例として載せております。こちらのほうは下水道施設課の山崎課長からご説明したいと思っております。

〈山崎課長〉

下水道部で施設課長をしております山崎です。私のほうからは、今ありました資料の1ページ目「機械器具設置工事の積算例」というところです。具体的に下水道施設にはいろいろあるんですが、下水を汲み上げる、揚水するポンプを設置する工事の積算事例として、この資料を元に簡単にご説明をしたいと思っております。

資料の上段3段目に、これはポンプを設置する工事なのですが、機械設備工事更新がありまして、その種別、3段目ぐらいに「機器費」とありますが、その右欄に3000万円の金額が入っています。この3000万円というのが、ポンプメーカー複数社に見積を徴取しまして。例えば毎分10m³のポンプを製作するのにA社、B社、C社、いくら金額になりますかという見積を徴取したときに、その3社の見積り方というのを内部でルールを決めまして、どの見積を採用するか、一番安いのを採用するんですが、たまに低過ぎたり高過ぎたりする異常値というのがありますので、そういうのを除いて最安値の見積を採用すると。それで、その3000万円のポンプを米子市の処理場に設置するために、その機器費の下に直接工事費というのがあるんですが、こちらの中身については右側に詳細内訳を付けております。例えばメーカーがポンプを製作するんですが、製作した後で全国各地の工場から米子までトラックで輸送しないといけないんですけども、そういった輸送費ですとか、でき上がったポンプの製品を米子の処理場の設備として設置するために必要な材料費、これはポンプを処理場の中に据え置いて、揚水して池の中に落とすためには、新たに配管を組む必要が出たりするんですけど、そういった設置に付随する材料の費用ですとか、設置に係る労務費、それから仮設費。仮設というのは、ポンプを据え付けるために必要な足場でしたりとか、設置するとき既存の機能を維持するために必要になる、例えば仮設の設備というか仮設のポンプとかをリースしたりして持って来る、そういった費用がこの直接工事費に含まれていると。ここは機器費に、今ポンプの事例を説明しましたが、機器によって、この直接工事費というのは全然内容が変わってくると。それで、これが工事価格の最終的な金額を大きく左右する部分です。だから機器費と、それを設置するための直接工事費というのが大体積算で金額として決まると、あとはそれに基づいて、下にあります間接工事費ですとか設計技術費、その下に一般管理費等とありますが、ここの金額については機器費・直接工事費の金額に応じて、それぞれの諸経費の率というのが積算のルールで決まっていますので、それに依って自動的にといますか、計算で金額が決まってくると。最終的にそれを全て合計した工事価格というのが4239万円、税込みで4862万9千円と。これが予定価格になってくると。

今、これをご説明したのは、下水道の機械設備に関する1つの事例です。それぞれ電気設備ですとか土木一般ですとか、下水道で言うと管路の工事ですとか、あとは営繕でいうと営繕のいろんな建築関係の工事ですとか、それぞれの工事によって積算の基準というものが決まっています、最終的な本工事費というのが決まってくるということになります。

簡単ですけど、私からの説明は以上になります。

〈事務局〉

以上が工事積算の説明でございました。ここまでのところで、何かご質問とかありましたらお願いします。

〈松原会長〉

はい。まずは受注案件の状況と分析というんでしょうか。これは経年の状況変化がどうなっているかという説明があつて、それから只今、工事積算の説明がありました。委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。どうぞ。

〈竹下靖委員〉

今、説明を受けましたが、これは発注表と現実の工事ですか。それとも仮定における試算として出したものですか。当然、工事発注表がないと検証ができないですけど。どういう形で発注をしているのですか。

〈山崎課長〉

今回示させていただいたこの積算例は、実際にモデルになる工事があるというわけではなくて、この機器費3000万円のポンプを設置する工事という設定で、担当者に作ってもらった資料になります。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖委員〉

私が聞いたのは、摘要欄にある一般管理費の中の数値、これが発注表の中でどういった形で記載されているのかがないと、ポンとこれが載っているのを持って出られても検証のしようがない。発注表がどうなっているのかという形でないと、単にの計算式を出してもらっても不明です。例えば発注表で見ますと、そこまで細かく一般管理費の10分の5. 5×11 とかいうふうに出ているので、それとの整合性をどう判断すればいいのかということです。

〈事務局〉

今のご指摘ですけれども、今回この積算の資料をお出ししましたのは、前回の審議会で宿題となっております。委員の方々に積算とは実際どうなっているか、1つ例を出してもらって説明して欲しいというご要望を受けて用意したものです。これをもって抽出案件などの、検証することを目的としたものだという事を私どもは認識しておりませんでした。ただ、こういうふうに出して行くものだという事を、ご理解いただくために準備したというふうには認識しております。

積算のこういった内容については発注表に記載はございませんけれども、実際の発注の際の設計書のほうに記載がされていまして、業者の方はこれを見られて応札価格を検討されるような仕組みでございます。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖委員〉

というのは、摘要欄の中にあるのに、機器費・補正率×契約保証率という形で記載してありますよね、一般管理費なんか。これなんか初めて聞く件ですよ。発注表の中にここまで書いていないと思うんです。だから一般管理費という形の数値になっていて、自宅で試算をしてもどうしても合致をしないということで、前回、その計算例を説明して欲しいと依頼をしたのです。発注表と対比をしないと、今、課長が言われたけども、そういう資料が出ていないので検証のしようがないと思います。だから発注表とこの3000万、トータルで4862万という数字になる、それは発注表に基づいて業者が見積を設計するわけですから、なんでこの数字が出てくるのか、それと整合性がないと理解できない。一般管理費の中でこういうのを含めますという形があるんですか。

〈山崎課長〉

積算の歩掛というのがありまして、その基準書に事細かにおっしゃったこういう記載があるんですけど、保証率とかそういった。委員はそれを検証されるというお話をされるんですけど、それはどういう意図があってこれを検証すると言っておられるのか、よくわからないんですけど。

〈松原会長〉

はい、どうぞ。

〈竹下靖委員〉

一般管理費の数値というのは、これは毎回、私は申し上げている。要するに、一般管理費が金額の調整弁になっているということが、今までの資料の中であるわけですよ。

例えば直接工事費は大体横並びになっているというところで、あとは企業がいかに儲けようかという形で数字を出してくる。しかし、その数字も非常に高低差があって、本来直接工事費は安いにも関わらず、それが落札本命にならないためにここの調整弁で行う、これが大体10%ぐらいであるのに20%ぐらいの金額を出して、そしてトータルで予定価格を範囲内であっても高く設定をするということで、これが伏魔殿なので、そこらへんを明確にしないということです。意味がわかりますか。

〈山崎課長〉

意味はわかりました。ですけど、それはこちらの事務局側では検証のしようがないと言いますか、この入札に参加される事業者が内訳を積算されているので、こちらから役所側が積算する体系は、こういった基準書に基づいたこういう内訳であると。だけど事業者側がそれと全然違うというのは、そこを検証してどうなるかというのが理解できないんですけど。

〈竹下靖委員〉

入札審議会は談合情報が得られているのではないか、その落札率というのは本当に正当なのか、公平性なのかということを検証でやっているわけですよね。だから、そこからただ単なる金額、特に総合評価落札方式になるとよくわからないという問題が出て、この計算例を発注書の数式だけでは、なんでそんなに高低差があるのかというのがわからない。中には10%を切る一般管理費もあるわけですよね。だから、それで一度計算例を事例に基づいて計算して説明して欲しいと、そういう依頼をしたわけです。

〈事務局〉

事務局の認識とズレがあったのかもしれませんが、こういった形のものを用意すれば本審議会の審査として有益なものになるかということ、今は即答し兼ねますが、また改めて確認をさせてもらって、考えたいと思います。今回は、積算がどのようになっているか、委員の皆様の理解を深めるために、何か1つ例を出して説明してもらいたいと私どもは受け止めておりましたので、本日はこういった資料をご用意したものです。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

〈松原会長〉

はい。今回、事務局のほうから下水処理場のポンプの機械設備工事になるんですが、その見積の一般的なプロセス、直接工事費、間接工事費というところがあって、一般管理費というところがあって、その積算の根拠が一番右の摘要のところにあるということで、少し幅があるんですね。ただ、そのあたりが各応札者の決め所と言うんでしょうか。いずれにしても、竹下委員がそういった数字はどこから出てくるのかということの疑問を事務局にお尋ねになって、1つのこの資料が出てきたということだろうと思います。今日ご参席の委員の方々も、こういう資料ってなかなか目にされることはないと思いますので、そういう意味ではいい資料提示をいただいたなと思います。

一方で、我々がこうやって工事費用内訳表の中にズラズラと出てくる数字というのは、もう数字のまま出てくるわけですね。これは各建設工事あるいは測量会社の積算が来るわけで、それがどのようなことで出てくるのかということ、やっぱり我々はその根拠が見えないんですね。なので、一般管理費で非常に低いところもあれば、そこが調整弁になっているということになってくるので、その疑問を少しでも明らかにしたいということだろうと思います。今日は、そういう意味では委員の皆さんがスコンと胸に落ちるところまではいっていないと思いますが、こういうのを繰り返して、少しずつこの状況が判明してくれば、さらに入札審議会は判断がしやすくなるなと思います。

そういう意味では竹下委員のご提言というのは非常に良かったと思います。事務局の資料も、また次の会にもう少し具体的なものを出してもらえないかという要請がありますので、またお願いしたいと思います。事務局から何かありますか。

〈事務局〉

今回のご意見を受けまして、今回は例えば抽出案件の中から1つ選んで、このような設計の根拠と、あと工事発注表のほうには記載がないというお話があったんですが、これとは別に工事設計書という資料がございます、お配りはしていませんけども。そこに具体的なものがあると思います。それは何十ページもございますので、全てをここに付けるのは難しいですけども、何か1つ抽出案件から選んで、設計書も付けて積算のポイントも付けてご提示ということによろしいでしょうか。

〈松原会長〉

いいですか。

〈竹下靖委員〉

先ほど山崎課長のほうからご説明がありましたので、数字については理解できました。だから私が言うように、一般管理費の機器費補正率とか契約保証率とかそういうのがわからなかったから、どうしても数式ではめても、その金額にならなかったんですよ。例えば今回、私が抽出した中では、一般管理費が最高は20%あるんですよ。最低は9%台です。だから、なんでそうなるのかなという形で、ずっと言ってるように一般管理費が調整弁になっているという根拠を私は見たいなということで、お願いをしたんですけども。課長に追及するということではなくて、それが一般管理費として、どうしても発注表に伴う一般管理費の数値でやっても合わないということが根拠になっていたということです。了解しました。ご苦労様でした。

〈竹下靖委員〉

それと、やっぱり機械設備だけじゃなくて、建築も出して欲しいと思います。こちらのほうが問題なので。

〈事務局〉

建築一式工事(一般)の積算ですか。それで先ほどの話ですけど、次回の資料ですが、今回は例示として架空のものだったんですけど、こちらの実際の抽出案件の予定価格の根拠というか、積算した金額が入った内訳書でよろしいでしょうか。直接工事費いくら、共通仮設費いくらと積み上げた予定価格の内訳を出せばよろしいのでしょうか。

〈松原会長〉

不明なところは、そういうところになるんじゃないですか。

〈事務局〉

それでは抽出が終わってから、その中で建築一式なら建築一式の数字が入った内訳書でよろしいでしょうか。こちらの、米子市の積算の内訳でよろしいですか。

〈松原会長〉

まずは1つ、事例を提示いただけるのであればお願いします。それは皆さんもご覧になったらいいと思います。じゃあ次回、それは。開示できる範囲内で結構です。

〈事務局〉

わかりました。

(議事2) 入札及び契約の状況について

〈松原会長〉

それでは本日の議事の2点目に入りたいと思います。入札及び契約の状況についてというところで、これは既に委員の皆さんから抽出案件をいただいたところでございます。そのリストも一番最後の21ページに載っているんですが。

委員の皆様から、抽出案件のほうから、ご不明な点をいただければと思いますが、どうぞ。

〈竹下靖委員〉

一覧表の中で、前回私は差金の話をして、差金の欄をぜひ作ってくれと頼みました。早速作っていただいて金額も出ていますので、これでかなり発注工事一覧表における契約状況が評価の1つの基準になり、一目瞭然でわかりましたので、ありがとうございます。

〈松原会長〉

それでは抽出案件の中からお示しいただけますか。どうぞ。

〈竹下純委員〉

竹下です。例えばですが、72番、こちらの啓成小学校とかですけれども。金額も大きい工事だったと思うんですけど、最終的に失格者というのがかなり出ているんですが。こういった場合の失格理由というのはどういった形で、どんな内容が失格に該当して、どういった内容で失格になっておられるのか、聞かせていただけたらと思ひまして。

〈事務局〉

本工事の失格理由ですが、4社が失格しておりまして、全て最低制限価格による失格と記載がございます。最低制限価格というのは建設工事のダンピング防止のために、本市でも国の計算式に準じて一定の計算式で概ね90%台で設定しております。それを下回った業者につきましては、工事の施工ですとか品質、労務、働く方の賃金等に影響が生じる可能性があるということで、最低制限価格を下回った場合については一律失格ということにしております。そのために失格となったものでございます。

〈竹下靖委員〉

建設工事入札執行表で説明されたらどうですか。

〈事務局〉

はい。72番のページを見ていただきますと、右のほうに「建設工事入札執行表」というのがございます。この工事につきましては6社が参加しております、予定価格が1億4300万円、下から3番目の列に最低制限価格がございます。これが税抜で1億2216万5千円でございます。この金額が、先ほど申し上げました国の最低制限価格算定式に準じて、本市が算定した金額でございます。これを下回っている業者が4社。例えば上から2番目の会社は1億2千50万円です、この最低制限価格を下回っているということで失格としたものでございます。

〈松原会長〉

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。どうぞ。

〈岩浅委員〉

岩浅です。抽出案件の43番についてお尋ねします。14の会社が手を挙げられたうちで、実際は辞退された企業が2社、そして技術者重複による失格というところが7件ですか。

〈事務局〉

技術者重複は1件です。

〈岩浅委員〉

その下は。

〈事務局〉

低入札価格調査意向調書の未提出となります。

〈岩浅委員〉

ちょっと字が小さくて読み切れないんですけど。それはどういうものでしょうか。

〈事務局〉

はい。総合評価に関しましては、先ほど申し上げた最低制限価格というのは設定できない決まりになっています。それで最低制限価格のようにすぐ失格ではなくて、調査基準価格というのを設けて、それとさらに失格基準価格、この2段階になっております。失格基準を下回りますと即失格ですけども、金額が調査基準価格と失格基準価格の

間に入った場合、それは即失格ではなくて低入札調査、要は低い金額でも本当にこの工事を施工できるか調査をしてから、もし可能ならそこが落札というような制度になっています。ただ入札者としては、その調査をしてまで落札者にはならないと。要は自分が望んでその間に入って、調査を受けてまで落札はしないとといったようなことで、調査を事前に受ける意向がある場合は、ここに書いてあります低入札調査の意向調書というのを入札書に必ず同封することになっています。これが入っていない場合に調査基準価格と失格基準価格の間の金額になった場合に、その提出がないことにより「調査を受ける意思はありません」ということで、失格という扱いにしております。

〈岩浅委員〉

それでもう1つお尋ねで、今の敢えて調査を受けないというメリットは何ですか。

〈事務局〉

その低入札調査には、先ほどの最低制限価格の話で品質確保というのがありますので、その一定の金額より低い金額ですと、粗雑な工事になる可能性があるというところです。調査の内容ですけど、入札のときにいただく「工事費内訳書」のさらに詳しいもの、その詳細を早急に提出して調査を受けなければならないのと、あと低い金額ですので、通常よりは監督業務というか、配置する技術者を増やしたり、保証金は倍になったりですとか、前払金は少なくしか払いませんなど、要は低入札価格で落札すると、デメリットのほうが大きいという判断をされることもあと考えております。

〈岩浅委員〉

これは一般評価の場合のみに採用されるシステムですか。

〈事務局〉

そうです。総合評価のみです。

〈岩浅委員〉

わかりました。ありがとうございました。

〈竹下靖委員〉

関連でいいですか、これを工事内訳書を基に全部列記をしたんですよね。いま言ったような状況では、応札をしようと思ったら図面を購入して内部で、そして設計単価を弾き出して積み上げて金額を出しますよね。そういう労務をかけてやったにも関わらず、調書の未提出という形はあるのかなということです。しかもこの業者というのは、D社、E社、F社、G社、H社、I社とベテランの会社ばかりですよね。だから、そういう設計に関わる労務費までかけていて、ここで未提出で知らん顔をしているか。これなんかも、私はまさに談合の温床になっていると、本当は積算していないんじゃないかという

ふうに伺い知ることができるんですけども。事務局に聞いても事務局がしたわけじゃないから、そりゃ説明のしようがないと思うけれども、これなんかまさにその最たるものだとは私と考えています。設計業務というのは少なくとも設計者がそれに基づいて試算をするわけですから、その労務費をパーにしてまでそれに参加するという形は、私はどうも一般の常識から考えても、企業経営倫理から考えてもあり得ない。最初からやる気がなければ応札をしなければいいわけですから。そういう状況が出ている状況です。しかもここでは未提出をしているところは5636万円、あるいは5637万円。この3社が同額ですよ。そしてここを見ると、一般管理費が10%というところで、ずっと横並びをしている、そういう状況です。例えばJ社なんかは一般管理費が19.51%ですよ。で、低いところはどこかという、安来のK社は9.28ですよ。それで5677万という金額が入札金額で出ているわけです。これどう思っても、私は一般管理費というのは調整弁になっているという状況をずっと追及している、そういう状況ですよ。ここだけじゃなくて、あと73番もまた発言したいと思います、こういう状況です。でこの入札制度という形で、しかもその落札率も下がっていない、そういう状況の中で、こういう談合と思わせることを実際にやってるのではないか。しかもここは総合評価入札方式で、その総合評価について資料というのを有識者に出すという形になっているでしょうから、そこの議事録も、規程を見たら「議事録は公表しない」という形で、要するに内部だけでやっている、こういう状況ですね。それはもちろん評価が企業側に漏れると困るからということだと思うんですけど、なんでそういう状況になっているか。だからこういうような業者は、私は次回からペナルティを課してでも、ちゃんとした応札をすべきだという警鐘を鳴らすべきだと考えています。これは私のデータ解析の結果として、そういう意見が言える。

まだ言えば、現場管理費と一般管理費にも問題がある。それから工事原価から見た場合の、工事原価が安いのはP建設が83.67%ですよ。本来言えば、私が言うように最低制限価格なんて撤廃すれば、安いほうで契約をすればいい。米子市の状況を見ると、各業種については表彰規定がありますけど、高い金額で工事をして良い工事をするのは当たり前のお話ですよ。要するに、金額を安くして良い工事をするっていうのは米子市にとっては本当に表彰の規定になる。だって市民のための税金を、少なくとも減少させて良い工事をやった、本来そういう業者を表彰すべきですよ。これは当審議会での話じゃないですけども。

こういう状況が実際、43番の中では伺い知れるということですよ。どこらへんまで契約検査課でチェックをするかということもあると思うんですけど、こういう点が予想されると、そういう状況でございます。事務局の回答はいいです。

〈松原会長〉

はい。関連の質問ということでございました。

〈事務局〉

この字面だけを見ると「調書が未提出、提出していないので失格」という、まさにそうなんですけど、結局、基本的に低入調査はほぼ、先ほど言ったようにいろいろペナルティと言いますか、それで落札するといろいろ大変になりますので、通常はほぼ全員が未提出です。その内で、この調査基準価格を下回って、失格基準価格より上だった業者がこれだけいたということで、この調査基準価格といいますのは、計算式でいいますと最低制限価格と同じ式を使っております。ですので、今回の場合は最低制限価格は調査基準価格ですけど、公表しておりませんので、業者としては「もしかしたら調査基準価格より上なのではないか」と思って入札した結果、そこより下回っていて、低入札価格では落札の意向はないので失格になったと、こういうふうに考えております。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖委員〉

初めて入札をする業者なら、それも言えると思うんですが、この業者を見てください。もう順番かと思えるぐらい、みんな落札してますよね。だから、なんでこの案件だけそういう形をやるのか。総合評価入札方式に参加して、しかも落札をしている、過去の例で見ると、これみんなそうですよ。そこがなんで未提出で終わるのかというところが私は疑問です。だからこれは絶対に談合しているのではないか、私はそう思っています。

〈松原会長〉

この案件は43番ですか。これは小林委員も抽出されていますが、小林委員は何かございますか。

〈小林委員〉

はい。私もこの低入札価格意向調査というのが何かわからなかったんですけど、今わかりました。どうでもいいことなんですけど、これは意向調査にも関わらず、「調査を意向しない」というチェックのない書類なんですか。

〈事務局〉

これはちょっと事務的な話になるんですが、低入札価格の総合評価ということで導入されたのが平成30年ぐらいなんです。最初はチェックをして「意向する・しない」という書類にしようと思ったんですけど、間違える業者がいて、その場合に1つの入札自体が入札妨害みたいな形で、その後落札決定をしまったり、そのまま調査に行ってしまったという間違いをなくすために、書類自体を入れるか入れないかというところで判断しようと考えた制度でございます。

〈小林委員〉

じゃあ、まあ入れないですよ。普通。

〈事務局〉

そうだと思います。調査を受ける意思がある方のみ入れていただければということで、入れる・入れないという書類にいたしました。

〈小林委員〉

他の入札だったらあれなんですけど、総合評価の場合はそもそも審査基準を満たしている企業さんが決まってしまっているの、「どうしても取りたい」みたいなのが、一般入札に較べてなかなか起こりにくいんじゃないかと思うんですよね。余裕があると言いますか。なので、その低入札価格の紙が入ってきたときに、もうちょっと意向がハッキリわからないと、2段階で入札不調を防ぐための制度なのかもしれないですけど総合評価方式は、多分、企業側もメリットを感じられないし、これだと事務局も失格させたみたいになってしまって、少し不思議な制度だなと思いました。感想です。

〈松原会長〉

ありがとうございました。それでは、その他の案件。

〈事務局〉

個別案件の話になっておりますが、この間の審議会でご指摘があった、積算例に加えまして検査規程などを出して欲しいというお話だったと思います。資料を付けておりますので、また参考にしていただければと思います。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖委員〉

43番の件で言い忘れていまして。これ5社が応札で権利があつて、ちゃんと調書を出しているかわかりませんが応じていますが、そのうちの3社が入札金額が同額なんですよね。5638万円。これは見ていくと、S社とT社、これ一緒です。で、直接工事費を見ますと、これもほぼ3319万あるいは3322万円。こういう少しの金額がありますけども。どういうわけか一般管理費というのは、U社が10.57、それからS社が19.51、T社が10.52、こういうような一般管理費。要するに入札金額に対する率になっているわけです。こういう状況の中で、私が言っているのは、みんな積算ソフトを運用しているんだから予定価格は撤廃したらどうかというふうに考えているわけです。で、安くできる人たちが排除されているという状況です。もちろん企業としては、悪質な仕事をしようと思つて参入するわけじゃないと思うんですけども要するに、業者でたらい回しをやっているという。本来なら時間があれば、年間、落札者がどの会社は何件取っているかという落札で名簿を作つて検証すれば、いかにぐるぐる回っているかというの

がよくわかると思うんですが。

それともう1つは地域枠の問題で、こういう入札が続くなら、もう市内に事業所を有すことというのは撤廃して、2割は県外で結構、あるいは市外で結構という形を導入しないと、ずっとこんなことが回っている、こういうことが予想されます。これは、あと73番でも言いたいと思います。

〈松原会長〉

内容についての見解、コメントをいただきました。それでは他の案件について、皆さんからありますでしょうか。どうぞ。

〈岩浅委員〉

岩浅です。案件75番なんですけど、竹下委員が再三発言されている、何と言いますか。私もこの資料を選んで工事費の内訳書を見てびっくりしたんですが、トータルで10社、それぞれ一般管理費うんぬんかんぬん多少の差額はあるんですけど、トータルは見事にこの1億1627万ですか、全社が一緒になっているというのが。私は案件の内容をまだわかっていない段階で抽出しているので、どういう経緯でくじ引きによって落札されたのかなというのを知りたかったんですが、今回この資料をもらってびっくりというか、ここまで見事に揃えるものかと思って。先ほど竹下委員さんがおっしゃったように積算の計算式というのがあって、多少のところは何千円ぐらいかの違いを操作してかどうかはわかりませんが、ぴたりと合計が一緒になるというのはすごく違和感を感じるんですけど。これはどうお考えでしょうか。

〈事務局〉

以前からこういった案件がありまして、抽出いただいているとことです。本市では予定価格を事前公表しているのと、最低制限価格につきましても計算式を公表しております。会社によっては積算ソフトを使う例もあると伺っておりますし、そういった中で、かつ土木工事のほうは積算体系が明確で、こういった推定がしやすいと思っています。そういった結果であると理解しています。

〈松原会長〉

どうでしょうか。

〈岩浅委員〉

ありがとうございます。余計なお世話なんですけど、例えばこのような傾向が他の工事入札でトータルで金額が、さっきから繰り返すようですが、今回は全部一緒だったのでびっくりしたという話は先ほど申しましたが、こういうことが続かないことを願うんですけれども。結局どういうことかという、トータルが一緒になったら最終的にくじ引きになるわけですね。何と言っていいかわからないですが、それぞれの会社さんが

せっかく一生懸命に計算式を駆使して工事費を算出しておられるというのはわかるんですが、あまりに字面が同じだと、なんかいろんなツールを使ってやればみんな一緒になっちゃうんじゃないかという気分を持つんですけど、いかがでしょうか。

〈事務局〉

ご指摘の面は確かに違和感を持つというのは分かるんですけど、発注者としてこれをどうしたらいいのかという話になってきますと、私どもでコントロールできる話ではありません。金額を一緒にしないでくれとか、そんなことはもちろん言えませんし、各社が積算された結果がこうなったという話です。発注側としてどうしたらいいのかという答えは、私も持ち合わせておりません。

〈岩浅委員〉

ありがとうございました。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖委員〉

私の今日の本命なんですけど、この案件はまさか官製談合じゃないですよ。

それともう1つですけども、73番です。ここの仮設の中で、現場環境改善費というのはどういう性格のものなんですか。後片づけは当たり前の話だと思うんですが、そこらへん担当課でお願いできますか。共仮の仮設費と、それから現場環境改善費、これが2段書きになってるんですよ。失礼しました、75番です。工事費内訳書の中で2段書きにしてあります。

〈道路整備課〉

この現場環境改善費というのは、現場事務所、このへんを付近の皆様にも親んでもらえるような、ちょっとした。例えばフラワーポットを置いて和んでいただくとか、そういった費用ですとか。バリケードをしても、ちょっとしたよくあるウサギのバリケードをされたりとか、そういうので工事に親んでもらえるような、そういったような費用を計上しておるものでございまして。基本的には工事に際しまして、最初にこういった改善をします。5項目ぐらいあるんですけど、この中に細かい細目があるんですけど、そういったものを実行していただければ、この経費がでるんです。ただ実行していただければ、この経費は落としますといった形のものでして。今は手元に資料がなくて具体的には申し上げられないんですけども、そういったやり取りをする、現場を改善するような費用を率で計上しているものでございます。

〈竹下靖委員〉

要するに遮蔽をするような囲いで、何の飾りや絵もない、そういう状況は困るので、そこに絵を描いたりとか、おっしゃったような鉢植えのものをやるとか、そういう話なんです。その5項目というのがよくわからなくて、というのは全部の金額が同額なんです。177万で。

〈事務局〉

それで、これは積算の基準書というのがございまして、これをやれば率で出るというものでございますので。例えば直接工事費で工事を積算していただいて、その経費のものでございますので、そこまでの直接の工賃が出れば自動的に出るようなものでございますので、積算と揃うというものじゃないです。というのが、こういった歩掛というものも公表しております。それから県の単価というものも公表しております。業者さんから見積単価はおいくらですかといったようなことを聞かれば、これはわからないものなので、米子市が見積する積算単価ではこういったものを採用していますというのはお教えするので、やっぱり積算表は揃っているという形になろうかと思えます。

〈竹下靖委員〉

ただ、そのためにも入札金額を同額にしないと、こうならないよね。数値化できる。逆算してくると。意味わかりますか。当然それは直接工事費なのか、ここから出てくると思うんですが、そのパーセンテージで出したら17万7千円になると。逆算すれば17万7千円出せば、上の直接工事費がイコールになるという形になるんですかね。

たまたまこの10社が同額ですよ。しかも現場環境費というものが177万で全部同額、そして共仮もほぼ一緒。そしてどういうわけか一般管理費が高いので13.8、低いのは9.54。しかもD社、K社、H社、T社、みんな同額で1円も変わらない。中には、いかにも談合はしていませんと1円単位まで積算をしている業者もいますが、私はまさにこれは怪しいと思えます。そんな計算できるわけないと思うんですが。たまたまここを見ますと、この中では同額という形でくじ引きになってるんですよね。まあくじ引きだから、予め本命がいるということではないと思えますが。私もくじ引きの会場に行っていないので、しかもそれは業者がするんじゃなくて契約課の職員がくじを引くわけで、よくわかりませんが。まあこれが談合かどうかはわからないにしても、くじ引きでするためには本当に積算しているのかという懸念を持っているわけです。これは先ほどの43番の中で聞きましたよね。これだけの、7200万円の金額ですよ。そういう形で、私は積算していないんじゃないかと考えています。現場管理費なんか、一番高いところが2510万、パーセンテージで24.6%ですね。安いところはということかという、一番安いのが19.32、こういう形になっている。数字を横に並べて対比をすると、ここも計算をしていないじゃないか、ということが私は読み取れるわけです。ここも業者を言いますと、Y社、E社、H社、Y社、M社、D社、K社で、もう毎回、落札で見る業者名ですよ。だからここらへんは、ほぼそういうふうにして準繰りでやってるんじゃないかというふう考えているんですけども。少なくとも金額は、上の入札金額が一緒になれ

ば、それに応じて今言われた共仮と現場管理料、そこらを合わせていけば総工事費あるいは現場管理費、工事原価。工事原価も大体同じですよ。M社は1億800万円、ここが一番高いわけです。一番安いところは落札したY社、1億216万、こういう数字が出ています。だから、ここなんか本当は設計してないんじゃないかというふうに。だから、こういう業者間でやり取りをしている状況であれば、私は外部の空気を入れるべきだと思う。だから全部開放するのは困るけれども、2割まではいいという状況ぐらいでしたほうがいいんじゃないかと考えているわけです。

近郊の業者だったら談合も可能なので、よくわからぬので市外と明確に出して業者を入れたらどうかと私は考えています。これは発注者側の問題もあると思いますが、そうでないと、もうこういう入札については限界があると。で、今、私たちでやっているのは、落札率がどうか、それがどういう選定をされているのかということを見るしかないんです。こういう状況なんですよ。何のために審議会をやってるんだろうというジレンマに陥ってきますよ。だから改善策としてはそういうふうな、もう少し市民の税金をいかに少額で、いかに良い工事ができるようにしていくかという研究が必要じゃないかということです。国がこうです、県がこうですと言うだけじゃ、何の独自性もないわけですよ。今、差金の問題が出ていますから、工事予定価格に対して結果的に年間でこれだけの、要するに100%で払うべきものがこれだけで済みまして、その差額がこれだけ出ましたと、これは他の分野で使わせていただきますという形になるんですよ。こういう状況で、これも実は抽出案件にしないと私たちはそういう分析もできないし、資料を見ることもできないんですよ。たまたま今回は抽出案件が出た中でそれがわかった、抽出案件じゃないところでは、まだまだそういうものがたくさんあるんだろうと思います。

今、環境整備の話については理解しました。だけど、ここの工事だけなんですかね。通常の工事だって、みんな遮蔽をしながらやってるじゃないですか。そこらへんはないじゃありませんか。

〈事務局〉

先ほど現場環境改善について一例の話をさせていただきました。この趣旨は、今の建設業界は人手不足で特に若い人が集まらないということがありまして、その理由の1つに建設現場の作業がきついか、そういうところで敬遠される実態がある。そこで工事現場を快適化する等で人材確保を図っていくという趣旨もございますので、先ほど言った遮蔽だけではなく、さまざまな項目について取り組んでいながら建設現場を大切にして人材を確保しようというねらいがあるということでございます。

〈竹下靖委員〉

会長、いいですか。ちょっと今の課長の説明じゃよくわからなくて。なんでここだけ。

〈事務局〉

ここだけではなく、米子市では現在全て選べるようにしております。

〈竹下靖委員〉

じゃあそれまでの話として、他の案件では出てないですよ。今日、抽出した中ではここだけです。よそにありますと言っても、それはわかりません。

〈事務局〉

設計の仕方によって別項目になったりならなかったり。例えば37番などで工事費内訳書を見ていただきますと、共通仮設費の中に現場環境改善費が入っておりますので。原則、全て選べるようにはしております。

〈竹下靖委員〉

それじゃあこれはどうなんですか。発注書の中には書かないんですか。

〈事務局〉

発注書に全ての情報は書けませんので、主なことを書きまして、詳しいことは設計書を見ていただいて積算していただくことになります。

〈竹下靖委員〉

そうすると市民は、工事発注表は公開されていますよね。だから市民は、この発注表を見てわかるんじゃないですか。今言われたような話なんか全然、市民はわかりませんよね。発注の仕方をどうしているのかということに基づいて金額が出てくるということだと思うので、その隠れた金額を説明されたって整合性がないんじゃないですか。

〈事務局〉

ホームページには発注表と設計書の金抜きも掲載しておりますので、見ていただくことは可能です。

〈竹下靖委員〉

だからそういう面で、今、課長が話をした人材確保だとか、そんな話じゃないんじゃないですかという。花が飾ってあるから、その会社に若い人が来るんですか。

〈事務局〉

ちょっと訂正しますが、先ほどは発注表のほうに主なものしか載せていないと申しましたが、例えば37番の工事発注表を見ていただきますと、工事概要の中に「現場環境改善費は付ける」と記載しております。訂正いたします。

〈松原会長〉

土木の方から、これに関して何かコメントございますか。

〈道路整備課〉

業者さんのほうが最低制限価格に合わせてきとられるんですよね。ですので他のところを入れられて、この金額が下がるかって言ったら、もう最低制限価格というので切っておりますので、もし県外とか他の業者さんを入れても皆さんそこに合わせてこられると思うので。今は失格ということではさせていただいておりますので、それ以下の金額で取られるということはないと思います。この最低制限価格も、今、この積算の基準書というのを公表しています。鳥取県の基準書を使わせていただいておりますので、基準書は公表しています。それで鳥取県の単価を使わせていただいているので、その単価も公表されています。ですので、業者さんがそういうソフトとかいうことでされると、言い方は悪いんですが、うちの予定価格をぴったりというのを正直出されます。当然、最低制限価格という式も出しておりますので、最低制限価格も予想されます。そうすると、千円とか多少の端数で、ソフトによっては切り方とかというところで千円切られて失格になる業者さんもおられますけど、大体が最低制限価格で揃えて、本当に取ろうと思ったら札を入れてこられますので、それで結果的にくじ引きになる。それで今言われる現場環境改善費というのも、率で基準書に出ているものでございますので、これをうちが計上しとるって言ったら、そういったようなことで率で皆さん出されますので、基準書に合った率でされるんだったら合ってくるということになろうかと思えます。

〈松原会長〉

ありがとうございました。この件は青戸委員も抽出されておりますが。

〈青戸委員〉

これはおっしゃっていただいたところでいいかと思えます。他で聞きたいところがあります。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈青戸委員〉

青戸です。自分の95番・96番・97番の3つを1つのものとして見ようかと思っております。まず95番についての資料で、建設工事入札執行表を見ていただければわかるように、6業者のうち5業者は最低制限価格により失格で、唯一これを取っているのがZ社というところなんですけども。これは96番と97番の資料を見ていただければわかるんですけども、Z社が4月22日に96番と97番の両方を辞退しているんですね。95番から97番までは同じ日に入札があったんですよ。96番と97番の辞退理由として書かれているのが「手持ち工事が多くなり、専任する現場代理人の確保が難

しい」ということになっているんですけども、これは95番から97番まで全て通しの工事であって工期も重なるので、まあ1つをやるのであれば他の確保が難しいのは理解できるんですけど、なんで入札の前に95番の工事を取るのが前提みたいな感じでわかってしまうのかというところを疑問に思ったのと。

それから96番の工事で、これを落札しているのはX社というところなんですけど、X社というのは先ほど言った通しの工事の95番と97番にも指名があったんですが2つとも最低制限価格に引っかかって失格になってるんですよ。95から97までは全て算定式が同じなので、算定をミスれば95から97まで全て失格になるのが理論的な帰結なのかなと思うんですけど、96番に関しては通っている。ということは、95番と97番は故意にミスったように見えるんですけど。それもそれで問題だと思うんですけど。ただ、自分が問題かなと思っているのは、96番は落札できることを前提に最低制限価格より上を入れている。95番と97番は、何かバランスを考えてのことなのかなと。95番は他の業者が取るから96番にしようか、という感じに見えなくはないと思っています。

その2点が自分的にはかなり気になったところなんですけども、これについて何かご意見いただければと思います。市の見解でも構いません。

〈松原会長〉

はい。いかがでしょうか。事務局は、仕方がないと言えればそれまでですが。結局、それぞれが1社しか残っていないということですよ。

〈青戸委員〉

そうですね。95番から97番まで全部、都合のいいことに1社だけ残して失格と辞退が相次いでいるということで、事前に何らかの申し合わせがあったのではないかと。うふうに、一般市民の代表の1人だと私は思っていますけど、そういう立場から見たら訝しく思うってしまうのは無理からぬことではないかと個人的には思っています。これは何か事情聴取のようなことってされたのか、これからされる予定はあるのか。

〈事務局〉

辞退届に記載以上の詳しい理由の聴取はしておりません。これがどういうことかという答えは、いま私どももわかりませんが、審議会での疑念ということで、手持ち工事が多くなったということの背景を確認することを考えたいと思います。

〈青戸委員〉

それは、ぜひお願いします。それで納得していいのかが、最低制限価格に引っかかってというところも、自分的には気になっているところではあって、先ほど申したとおりのんですけども。最低制限価格に引っかからないことができるのであれば、他だってきたんじゃないかと思えるんですよ。それを他の会社が落札するのを邪魔しないように

したと見えるような形で失格しているから気になっているんですよ。別にそれはどういう額で入札しようが業者の勝手だと言え言えるのかもしれないけれども、じゃあなんで95番でも97番でもなくて96番に入札できる額を入れたのか。95番と97番の落札者が予め決まっているからじゃないのかというふうに思ってしまうんです。

〈松原会長〉

青戸委員の疑念はいかがでしょうか。非常によくわかる場所ですね。単に偶然としてはでき過ぎているのではないかというふうに、私は思います。竹下委員もこのあたり、よく取り上げられますがいかがでしょうか。

〈竹下靖委員〉

結局、市内業者の数が限られていますので、そこにいかにして均等に割り振りをしているかという形があるのではないかと、私は考えを持っています。だからそれを事務局に言われても、「いや、もう出たものだから、うちでは何ともしようがありません」ということだと思うので、その地域割という形を、例えば市内に本店がある、あるいは市内に事業所がある、例えばQ社なんで安来なんですよね。そういう点でいけば、やっぱり市外の業者を2割入れるということで、もう少し新鮮な空気を入れていくということが。安来でなしに松江の業者だっていいわけで、それが参加。ただ米子に事業所を出していないというだけで参入できないということなんで、改善策としてはそうやる。それともう1つ、また別に私が言う1社応札について、今日提案したいと思うんですけど。今、青戸委員が言われたような形は充分考えられると思います。

〈松原会長〉

そういうことでよろしいでしょうか。

〈事務局〉

ここで疑念がでて、わざと失格じゃないかということなんですけど、一般論として、本市は1社入札を有効としている中で、わざわざ申し込んで札を入れた上で故意に失格するということがあるのかと思います。あと先ほどの市内業者の件で、Q社は市内業者ですので、これは安来の会社ではないです。

〈竹下靖委員〉

そうですか。失礼しました。

〈事務局〉

市内業者限定ということについては、確かに一般競争入札が原則だということは承知していますが、法のほうでも地域振興の観点で参加資格限定ということは認められておりますし、本市でも米子市中小企業振興条例を制定して市内企業の振興を図ってい

るところですので、競争性を確保できることが前提ですけども、市内に向けての発注ということは合理性があると考えています。

〈松原会長〉

では次の案件に参りましょうか。

〈事務局〉

もう1点。先ほどのくじ引きのことで、竹下委員が契約検査課の職員が引いているだろうという話があったので、くじ引きのやり方を説明しておきます。こういった入札でくじ引きになった場合は、参集して来られた方に引いていただいています。くじ引きに来られていない方もいますが、その場合は法の規程に基づいて、入札に関係ない他の税務関係などの職員を呼んできまして、その者に引かせております。

〈竹下靖委員〉

契約検査課の職員ではないと。

〈事務局〉

はい。契約検査課の職員は、くじを引きません。入札者もしくは入札に関係ない他の課の職員が引くことになっております。

〈竹下靖委員〉

それと、今ちょうど出たんですけど、95番、96番、97番ですが、欄外に「3人の依頼をする」ということで、印がついているところとついていないところは、どういうことなんでしょうか。来なかったということですか、それとも求めなかったということですか。97番のところですか。

〈事務局〉

郵便入札ですので全員に来てもらうということではありません。要領で、3名以上をこちらで指定して来ていただくということにしております。

〈竹下靖委員〉

ありがとうございます。

〈松原会長〉

はい。いいですか。

〈竹下靖委員〉

私、これ今日の中心ですが。私は毎回発言していますが、やっぱり指名競争入札の在

り方というところに踏み込むべきではないかなと。例えば指名競争入札にすると、指名数が1とか2とかになっていますよね。私が調べた中では会計法令の中で97条というところでは、これは国の基準ですが、指名は10社以上という形で書いてあるんですよね。一度法令を見てください。国の基準を援用するという形なら、当然、米子市もそういう形で指名数を増やすべきだと思います。逆に言うと、予め指名は2社というふうに限定をしているなら、それは間違いだというふうに考えています。どういうことかと言うと、一般競争入札って入札報告をやりますよね。それで不特定多数の者に競争に参加する機会を与えるという形なんですよね。だけど指名をするという形については、これは発注者が予め枠を決めて、そして自分たちの都合がいいような業者を選ぶというような形の、恣意的にそういうのが働いてるんじゃないか。だから指名をするなら10社以上という形で声をかける。その結果として1社しか残らなかったというなら、それも1つの合法だろうというふうに思います。だからそうすると、指名方法が10社に声をかけて1社しかなかったというのは、指名のやり方が、発注者に問題があるんじゃないかというふうに考えています。だからこの指名の関係については、そろそろ改善しないと、いつまでもこういうのが続くんじゃないかと思います。

それで今回の抽出案件も、全て指名のものも出しました。そうすると1社指名が4社。で、2社あるけども辞退が1社あって事実上1社になる。あるいは95番、96番、97番のように、95番なんて6社指名して失格が5社。そして96番は6社指名して辞退が2、失格が3、事実上1。毎回申し上げていますけども、私はこういう形で1社応札という形が横行している、こういうふうにして、それはもうやめるべきではないかと考えております。

先日マスコミに出されました福島除染事業。これは2016年4月から2021年4月まで735件ありまして、そのうち1社応札というのが驚くなかれ49.3%なんですよね。これなんか談合だという形で今、摘発されています。平均落札率が94.6%、これを複数の応札方式に比べ13.3%は高くなっている、これ会計検査院がそのように発表しています。従って検査院が競争性の確保に取り組むよう環境省に求めているという記事が出ていました。こういう状況と似たり寄ったりじゃないかというふうに考えております。

なのでこの1社応札という形については、結果的に1社になるにしても、もう少し広げるか、あるいは指名競争入札というのは断固やめるべきだというふうに私は思います。なぜなら米子市の場合でも、指名業者になるために、2016年3月に建設部元次長が便宜を図って、当然、解雇になったという事例がありますよね。だから指名業者にしてもらうための働きかけというのが必要で、そんなのやめたらいいじゃないですかという話なんです。だから希望者は全部いらっしゃいという形にすべきだと私は考えています。だから私は、この1社応札の話をずっとして、事実上それが談合形成を行っているように見られる。断言はできませんけども、そのように考えております。こちらへは審議会として言わないと、発注者に任せていてもなかなか改善しないのではないかと思います。審議会として市長に提案できるようになっていますから、まあ市長は出て

こないけども、皆さんどう思われますか。

〈事務局〉

事務局からご説明したいと思います。指名の問題は、ずっと以前から毎回出されていて、毎回お答えしているところでございます。昔はおっしゃるように例えば10社、こちらが一方的に選んで指名し入札をしていた時期もありましたけども、おっしゃるような不祥事等もあつたりとか、指名に入るために裁量が働いて不正が起きる可能性もあるということで、それをやめて工事希望型指名競争入札に移行しています。「指名」という言葉は残っていますが、希望者は全て指名しますという制度に改めて久しくなっております。その結果として、例えば33番や43番のように13、14者指名しているケースは、これは希望者が13とか14者あつたので全員を指名してこうなっていますし、1者という例は、対象が25者あつても1者しか参加したいという業者がいなかつたので、致し方なく1者を指名しているというふうにご理解いただければと思います。ご提言があつたように改善を図っているところでございます。

〈竹下靖委員〉

私は改善されていないというふうに思います。だから、もう大胆な切り替えをやらないと従来からの継続でいけば、こういう事態は今後も続くだろうと私は思います。だから外部の地域割りをもう少し拡大していくというのも1つの方策ではないかと。

私は、この入札制度と地域経済は別問題だと考えています。なぜなら業者は公共工事で飯食ってるわけじゃないんです。一般だつて当然やってるわけです。よく経済的に云々ということを言われますが、私はそれは違うのではないかと、経済政策なら別の政策があるのではないかとこのように考えています。だから地域の枠という形には囚われるべきではないと考えています。だつてこういう形で業者主導みたいになっている状況の中では、こちらとしても何らかの改善策を打ち出していく時期ではないかというふうに申し上げているわけです。現状として2割非指名の問題を撤廃してきたので、それはわかりますけども、それではとてもとても対応できない状況になっている。委員の皆さんはどうおっしゃっているか。私と検査課ばかりでやっても埒が明かない。だつて検査課は入札に参加しているわけではないので、それは形式に合えば受けざるを得ないわけですから。

〈松原会長〉

今の実態を見たときに、米子市の改善というのも理解できるけれども、それがきちつと則していないのではないかとこの提言でした。他の委員の方から何かありますでしょうか。工事希望型というところですよ。どうぞ。

〈青戸委員〉

青戸です。抽出案件の79番。時間も迫っていますが、工事希望型で指名数1、

落札率 100%。わかりやすいと思うので、これをちょっと、なんで 100%になったのかということをご説明いただけますか。

〈事務局〉

米子市は予定価格を事前に公表しております。そのため、これを当てることはもちろん可能で、この金額でできると判断された方が1者だったということです。それ以上、私としては申し上げることはないです。

〈青戸委員〉

例えばこの業者に見積を取ったとか、そういう事実はあるんですか。

〈宮繕課〉

宮繕課ですけれども、見積は取っているはずですよ。事例として、こういった工事を例年、毎年していきまして、同じように見積を取っています。そして金額の割には手間がかかる工事で、多分、儲けがないんだと判断されているんだと思います。それで、それまで2社、3社入っておられた業者が入ってこなくなった。結局、取られたところも、これだったら仕方ない、やってやろうかというところで応札をされたんだと思います。

〈青戸委員〉

それは過去にもそういう事例があったし、今回もそうなのではないかということですか。それならば、見積を取ったところとかもそのとおりの額を入れることもあるかなと思いましたが。ありがとうございました。

〈松原会長〉

ありがとうございます。何度も、工事希望型1社入札は結果的にそうなったという。それは業務内容として、業務の労務と利益というところの判断というのは各業者にあるだろうと思います。よくそんな話は業界のほうからも聞きはします。ですので、やはり自分たちの得意な工事できちっといい仕事をして、適正な利益をとということで。一方で竹下委員から1つの提言がありました。これは米子市役所の担当部局の方は、建設業界の方と話をされる機会があるんだろうと思うんですけど、そういったところで1度、提言ではないですけど、皆さんのご意見を聞くとか代表の方のご意見を聞くというようなことは難しいですか。

〈事務局〉

それは可能だと思います。定期的に意見交換の場はございますので、そういうときに聞くということは、もちろん可能でございます。

〈松原会長〉

今、竹下委員のほうからもございましたが、市内業者だけではなくて少し入札組織を刷新して、外部からも限定されたパーセンテージで入れるというのはどうだろうかとか、少しそういう常態にないようなこともご意見を、あるいは協議をいただくというようなこともお願いできればと思います。

ということで、いろいろ皆さんのほうから審議案件をいただきました。そろそろ時間となって参りましたので、今日の審議事項を終わりたいと思います。

〈竹下靖委員〉

ちょっといいですか。

〈松原会長〉

どうぞ。

〈竹下靖委員〉

2点、各審議委員の皆さんにも提案して、審議会として要請をしたいと思います。1つは、談合情報が寄せられた案件については、内部処理をするのではなくて審議会に報告をして、審議会の委員の意見を聞くという形を以前はやってたんですよね。ところが、途中からそれがなくなってしまっているという形で1つ。

それからもう1つ。ここの建設工事ではない、元々建設工事になっていたんですが、米子市のゴミ焼却場についてのランニングコストで、当然、劣化その他についての取換えなどがあります。それもずっとこの審議会に出ていたんですが、最近出てないと思っていたら委託にしているんですね。だからちょうど道路工事で、道路の陥没が出れば業者がそれを補修してくるという年間計画を作っていますね。これについても、そうすると当然、米子市民の税金が出ているのは間違いないので、その業者との間の契約書を。元々ゴミ焼却場というのは、談合をやって大変な状況で、実はオンブズ鳥取の会員が訴訟を起こして多額の額を取り返したという経緯があるので、この契約書を審議会に出して欲しい。

その2点を審議会からの要請として欲しいということです。

〈松原会長〉

ということで竹下委員からの提言ですが、委員の皆さんはよろしいでしょうか。

(委員たちが賛意表明)

〈松原会長〉

それでは審議会からということで内容をご検討いただきたいと思います。

〈事務局〉

談合情報につきましては、これまでも談合情報は報告させてもらっていて、近年ないのは談合情報が寄せられる案件がなかったためですが、今後そういったケースがもしございましたら、もちろん報告させていただくことにしております。

それからクリーンセンターの件につきましては、平成28年度に包括委託という形になりまして、諸々の工事も管理運営の中に入れて一括で委託という形になっており、個別の工事案件として発注をしていないので、資料としてはそれ以降お出ししていなかったわけですが、もちろんその中に工事に係るものがあるということで、工事に関する部分を審議したいんだということであれば、次回以降になりますけども、こういった形でそれを抽出するかということもありますのでご相談しながら。もし必要となれば工事に関わる部分については資料提供することを考えたいと思います。

〈松原会長〉

いいですか。

〈竹下靖委員〉

いいですか。今、課長が言われたけど、審議会に諮られてないものが、実は平成19年、2007年に市道の皆生6丁目3号線改良工事、金額497万円。これはプレス報道がありますけども、審議会では諮問されていません。それからもう1件は平成19年、同じ年です。市道皆生6丁目3号線改良工事の再入札。ここについても、プレス報道はありましたけども、審議会では諮問されずに公正入札調査委員会にて対応してるんですよ、この2件とも。だから、今の課長の発言は誤りです。

〈事務局〉

その2件についての経過は確認したいと思いますけれども、いずれにしても、今後は報告することにさせていただきます。よろしくをお願いします。

〈松原会長〉

わかりました。どうぞよろしく願いいたします。

〈松原会長〉

それで、今日は小林委員がおられますが、先ほど事務局から3月で異動になられるということで、この委員もお辞めになるということですが。まずは小林委員のほうから挨拶をよろしくをお願いします。

〈小林委員〉

米子高専の小林です。この枠は高等教育機関という枠で、恐らく次も難航すると思うのでご迷惑をおかけすると思うんですけども。10年あまり務めさせていただいて、米

子市のことに少し詳しくなれたので、そのことは非常に良かったと思っております。今後はかなり遠くに異動となりますが、私が大学入学以降、転々とした街としましては、米子が一番住みやすい街でした。皆さんのおかげだと思って感謝しております。ありがとうございました。あと全く専門外でしたので、委員の先生方にもご迷惑をおかけしたと思います。ありがとうございました。

(拍手)

〈松原会長〉

ありがとうございました。専門外の方のご意見というのが非常に大事なもので、大変長い間ご協力いただきましてありがとうございました。今後の人選が難航するだろうということでしたが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局にお返しします。

〈事務局〉

本日も長時間、熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。今回もさまざまな入札制度についてのご提言や、資料を基に適正化を図るためのご意見をいただきました。次回以降、また資料を揃えましてご審議いただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。また小林委員には長い間大変お世話になりまして、ありがとうございました。

次回は令和5年の10月ごろの開催を予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。